

令和4年(2022年)10月19日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 議会運営委員会参与の交代について
- 2 意見書及び決議の取扱いについて
- 3 所管事項継続調査について
- 4 本会議参与及び委員会参与の人事異動について
- 5 本会議の運営について
 - 議事日程（別紙1）
 - 議事の順序（別紙2）
- 6 その他
 - (1) 令和4年第4回定例会の日程について
 - (2) 令和5年第1回定例会の日程について
 - (3) その他

資料 1

令和4年(2022年)10月19日
議会運営委員会資料

意見書及び決議の取扱いについて

- 子育て支援策に係る所得制限を撤廃し子育て支援の拡充を求める意見書
- 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書
- 非核三原則の堅持を求める意見書
- 学校給食費の無償化を求める意見書
- 中華人民共和国による弾道ミサイル発射に関する抗議決議

子育て支援策に係る所得制限を撤廃し子育て支援の拡充を求める意見書 (案)

厚生労働省が発表した令和3年の出生数は81万1,604人で、6年連続で過去最少を更新しました。合計特殊出生率は前年比0.03ポイント減の1.30で、平成17年に記録した過去最低の1.26を数年のうちに割り込むことも見えてきました。

少子化による生産年齢人口の減少は経済成長の制約や社会保障制度そのものの基盤を不安定にすること等が懸念されます。そうした中、国や東京都が実施する子育て支援策には所得制限が設けられているものが多く、支援の対象から外れてしまう子どもが多くいる現状です。

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」では、支給対象が児童手当を受け取っている960万円未満の世帯(モデル世帯)とされ、中野区では33%の子どもが対象外となりました。加えて、児童手当は、令和4年10月支給分より世帯主の収入が所得制限限度額(1,200万円)を超える世帯については特例給付が停止されました。幼保無償化、障害児手当、いわゆる高校無償化や大学無償化と呼ばれる各種支援策のいずれにおいても所得制限が設けられています。

昨年9月に公表された内閣官房兼内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの分析レポートは、社会給付を考慮した共働き世帯において可処分所得の逆転が生じている可能性があることが分かったと報告しています。頑張って働いて収入を増やした結果、納税額が増えたのに子どもへの給付がなくなってしまうという事態に直面すれば、自分たちが子どもを持つことが社会に歓迎されていないと感じることとなります。

内閣府の「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」によると、子どもを増やしたくない理由で最も多く選択されたのは「子育てや教育にお金がかかるから」で、51.6%と他の選択肢に比べ圧倒的な多さです。また、子ども・子育て支援を実施するために必要な財源確保のための負担増を受け入れるとする回答は約6割です。我が国の将来を担う子どもたちに予算を割いていくことは、未来に対する投資です。普遍主義の理念に基づき、親の所得にかかわらず全ての子どもを平等に扱うことは、誰もが子どもを産み育てやすい社会の形成につながり、出生率の改善にも寄与するものと考えます。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、児童手当をはじめとした各種子育て支援策に係る所得制限を撤廃し、子育て支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

あて

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

中野区議会議長名

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書 (案)

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

財務大臣

経済産業大臣

デジタル大臣

あて

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

デジタル田園都市国家構想担当大臣

中野区議会議長名

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

２月末にロシアのプーチン大統領は、ウクライナ侵攻開始直後に戦略的核抑止部隊に「特別警戒」態勢を取るよう命じ、あからさまに核戦力による威嚇を行っている。４月末にはプーチン氏は「外部が介入するならば、我々の報復攻撃は稲妻のように素早い」とも述べ、ウクライナへの軍事支援を強化する米欧を威嚇した。

これらは、核兵器の不使用や廃絶に向けた国際社会の取り組みを踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。

一方、こうした状況の中、国内では、NATOがとっている米国との「核共有」体制を日本にも導入し、日本の領域に米国の核兵器を配備すべきという論調が出始めている。

わが国は、日本国憲法における平和主義のもとで、再び「広島」・「長崎」の惨禍を繰り返させないよう、世界で唯一の戦争被爆国として、被爆の恐ろしさや被爆者の苦しみについて、全世界の人々に訴え続けなくてはならない。

中野区は憲法擁護・非核都市の宣言を行い、「世界中の人びとと手をつなぎ、核をもつすべての国に核兵器をすてよと訴える」ことを宣言している。日本は唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶に向けた取り組みの先頭に立つべきであり、ロシアの侵略行為をやめさせるための外交努力を強めるべきである。

よって、中野区議会は、国会および政府に対し、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持するよう求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官

あて

中野区議会議長名

学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、授業料を徴収しないこととされている。当初は自己負担が求められていた教科書については、教科書無償措置法等により無償化された。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが必要である。地域を理解することや地元食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で食育はとても重要である。学校給食は、「生きた教材・食の教科書」として、学校給食法でも教育活動の一環に位置づけられている。子どもたちが食べる喜びと生きる力を身につけ、健やかな発達を保障するためにも学校給食費の無償化が強く求められている。

実際には、家庭が教材費や制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金など多くを負担しており、なかでも平成30年度学校給食実施状況等調査によると全国平均で小学校が年間に4万7,773円、中学校が5万4,351円と給食費が大きな負担となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、経済的に苦しい状況にある家庭が増えているところへ、さらに現在の物価の高騰が暮らしを直撃している。子どもたちの命と健康を守る上でも無償化は必要である。平成29年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1,740自治体のうち、何らかのかたちで無償化や一部補助を実施しているのは506自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに無償化しているのは76自治体に留まる。

東京都内においては、区立小中学校の給食費に対し、35自治体（18区6市4町7村）が公費補助し、そのうち5自治体（1町4村）が無償化とするなど、保護者への支援の取り組みが広がってきている。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、学校給食費無償化を推進するため、自治体への支援を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

文部科学大臣

中野区議会議長名

中華人民共和国による弾道ミサイル発射に関する抗議決議（案）

去る8月4日、中国の人民解放軍は台湾周辺で重要軍事演習行動を実施し、弾道ミサイル9発を発射した。そのうち5発が日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）内に落下した。同軍の弾道ミサイルがＥＥＺ内に落下したのは初めてである。

また、日本領土に最も近かったのはＥＥＺ外ではあるが与那国島の北北西約80キロメートルに落下したものであった。さらに、当該軍事演習海域から波照間島までは僅か60キロメートルしか離れていないと見られ、国民に大きな衝撃を与えると同時に漁業従事者が漁の自粛を余儀なくされ、経済活動にも大きな影響を及ぼしている。

中華人民共和国国防부는、米国下院議長の台湾訪問に対抗した軍事演習であり、米国と台湾の結託に対する威嚇である旨の談話を発表した。このような行動は偶発的な軍事衝突を発生させるおそれもあることから、国際社会の緊張の高まりを招くことになることと国民に大きな不安を与えている。

よって、中野区議会は、区民の不安除去や生命・財産と生活環境を守る立場から中華人民共和国政府に対し、沖縄をはじめ日本近海における軍事演習は一切実施しないよう強く要求するとともに、軍事対軍事ではなく、あくまでも平和的な話し合い、外交交渉で解決するよう強く要求する。

上記のとおり決議する。

年 月 日

中 野 区 議 会

資料 2

議会運営委員会所管事項継続調査件名表

令和 4 年第 3 回定例会

1 議会の運営について

1 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

資料 3

令和4年(2022年)10月19日
議会運営委員会資料

本会議参与の人事異動

令和4年(2022年)10月17日

発 令	氏 名	旧
子ども教育部長、 教育委員会事務局次長	濱口 求	子ども教育部子ども・教育政策 課長(統括課長)、教育委員会事 務局子ども・教育政策課長(統括 課長)、教育委員会事務局学校再 編・地域連携担当課長

人 事 異 動 表

発令年月日 令和4年10月16日

兼務解除発令

【課長級】

教育委員会発令

発令権者

中野区教育委員会

兼務を解除する職	氏 名	兼務者の現職	備考
教育委員会事務局子ども・教育政策課長(統括課長)	濱口 求	子ども教育部子ども・教育政策課長(統括課長)	
教育委員会事務局学校再編・地域連携担当課長	濱口 求	子ども教育部子ども・教育政策課長(統括課長)	
教育委員会事務局保育園・幼稚園課長	渡邊 健治	子ども教育部保育園・幼稚園課長	

人 事 異 動 表

発令年月日 令和4年10月17日

【部長級】

区長発令

発令権者

中野区長 酒井 直人

発 令	氏 名	旧	備考
子ども教育部長	濱口 求	子ども教育部子ども・教育政策課長(統括課長)	昇任

1 前子ども教育部長 青山 敬一郎 は、令和4年10月16日をもって退職

教育委員会発令

発令権者

中野区教育委員会

発 令	氏 名	旧	備考
教育委員会事務局次長	濱口 求	教育委員会事務局子ども・教育政策課長(統括課長)	昇任

1 前教育委員会事務局次長 青山 敬一郎 は、令和4年10月16日をもって退職

【課長級】

区長発令

発令権者

中野区長 酒井 直人

発 令	氏 名	旧	備考
子ども教育部子ども・教育政策課長(統括課長)	渡邊 健治	子ども教育部保育園・幼稚園課長	
子ども教育部保育園・幼稚園課長	半田 浩之	子ども・若者支援センター子ども・若者相談課長	
子ども・若者支援センター子ども・若者相談課長	菅野 多身子	健康福祉部生活衛生課長	
健康福祉部生活衛生課長心得	秦 友洋	総務部職員課福利・健康管理係長(総括係長)	

兼務発令

教育委員会発令

発令権者

中野区教育委員会

兼務を発令する職	氏 名	兼務者の現職	備考
教育委員会事務局子ども・教育政策課長(統括課長)	渡邊 健治	子ども教育部子ども・教育政策課長(統括課長)	
教育委員会事務局学校再編・地域連携担当課長	渡邊 健治	子ども教育部子ども・教育政策課長(統括課長)	
教育委員会事務局保育園・幼稚園課長	半田 浩之	子ども教育部保育園・幼稚園課長	

議 事 日 程

令和4年(2022年)10月19日午後1時開議

日程第1

- 第61号議案 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第62号議案 中野区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第63号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第64号議案 中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第65号議案 中野区職員定数条例の一部を改正する条例
- 第67号議案 公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 第68号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第69号議案 南台小学校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第70号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第71号議案 給食室厨房機器の買入れについて
- 第72号議案 明和中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約
- 第73号議案 明和中学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約
- 第74号議案 南台小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約
- 第75号議案 南台小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約
- 第76号議案 中野区弥生町三丁目地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第77号議案 中野区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第78号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 第79号議案 野方区民活動センター及び野方区民ホール内装改修等工事請負契約
- 第80号議案 令和4年度中野区一般会計補正予算

日程第 2

第 15 号陳情 重度障害者グループホーム施設の早期建設、及び同施設事業の早期実施
と区長、区の担当者の障害者宅へ早期訪問と、相互理解を深める定期的
な懇談会開催について

日程第 3

令和 4 年特別区人事委員会勧告等について

○議事の順序（令和4年10月19日）

- (1) 開議
- (2) 副区長の紹介と挨拶（青山敬一郎さん）
- (3) 本会議参与の人事異動の報告
- (4) 新本会議参与の紹介と挨拶（濱口求子ども教育部長、教育委員会事務局次長）
- (5) 委員会参与の人事異動の報告
- (6) 日程第1、第61号議案から第65号議案まで、及び第67号議案から第80号議案までの
計19件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

()（日程追加、先議）

日程第 、議員提出議案第 号「子育て支援策に係る所得制限を撤廃し子育て支援の拡
充を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

()（日程追加、先議）

日程第 、議員提出議案第 号「女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を
求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

()（日程追加、先議）

日程第 、議員提出議案第 号「非核三原則の堅持を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

()（日程追加、先議）

日程第 、議員提出議案第 号「学校給食費の無償化を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「中華人民共和国による弾道ミサイル発射に関する抗議
決議」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

(7) 日程第2、第15号陳情「重度障害者グループホーム施設の早期建設、及び同施設事業の早期実施と区長、区の担当者の障害者宅へ早期訪問と、相互理解を深める定期的な懇談会開催について」

※上程、委員長報告省略、討論、採決 (簡易)

(8) 日程第3、令和4年特別区人事委員会勧告等について

(9) 陳情の継続審査 (継続審査件名表)

※継続審査について採決 (簡易)

(10) 常任委員会の所管事務継続調査 (継続調査件名表)

(11) 議会運営委員会の所管事項継続調査 (継続調査件名表)

(12) 散会・閉会

令和 4 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和 4 年 10 月 11 日(火)
特 別 区 人 事 委 員 会

〔本年のポイント〕

月例給、特別給ともに引上げ

1 月例給

公民較差896円（0.24％）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.45月→4.55月）、勤勉手当に割振り

◎ 職員の平均年間給与は、約 5 万 4 千円の増

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和 4 年 4 月）

職 員 数	民間従業員と比較した職員		
	職 員 数	平均給与月額	平 均 年 齢
56,612人	31,330人	378,512円	38.9歳

2 民間給与実態調査の内容（令和 4 年 4 月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事 業 所 数	特別区内の1,111民間事業所を調査（調査完了692事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職 員	差
379,408円	378,512円	896円（0.24％）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.56月分	4.45月	0.11月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差896円（0.24％）を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△1,007円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年 4 月 1 日時点の1,443人に対し、本年 4 月 1 日時点で1,147人、減少数は296人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の38人で約13%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

Ⅱ 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・ 初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ

	現 行 給 料 月 額	改 定 後 給 料 月 額	改 定 額
I 類	183,700円	188,200円	4,500円
Ⅲ 類	147,100円	152,100円	5,000円

- ・ 初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定

(2) その他の給料表等

- ・ その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・ 再任用職員は、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定なし

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ
- ・ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
- ・ 3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分（令和5年度から）

○管理職員以外の職員の支給月数

		令和4年勧告前	令和4年勧告後	令和5年度以降
期末手当	6月期	1.05 月	1.05 月	1.2 月
	12月期	1.1 月	1.1 月	1.2 月
	3月期	0.25 月	0.25 月	-
	計	2.4 月	2.4 月	2.4 月
勤勉手当	6月期	1.025 月	1.025 月	1.075 月
	12月期	1.025 月	1.125 月	1.075 月
	計	2.05 月	2.15 月	2.15 月
支給月数計		4.45 月	4.55 月	4.55 月

3 実施時期

- ・ 月例給：令和4年4月1日 特別給：条例の公布の日

(参考1) 公民較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
747円	0円	149円	896円

(参考2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約6,286千円	約6,340千円	約54千円

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 人事・給与制度

(1) 人材の確保

（特別区の魅力と役割）

- ・ 先進都市として進化し続ける東京の中核である特別区では、幅広い行政サービスを提供するとともに、地域と協働し、先進的でダイナミックな取組を展開
- ・ 魅力ある未来を創り出す力を持つ有為な人材の確保が必須

（人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し）

- ・ 本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験

者の就職先として選択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し

- ・ 技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内容をよりチャレンジしやすいものに変更
- ・ デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和5年度秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討
- ・ 就職氷河期世代を対象とする採用試験の継続に向けた準備。障害者を対象とする採用選考の年齢制限撤廃に係る制度の見直し

(採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 特別区ならではの魅力を伝えるべく、対面及びオンライン双方の利点を活かし、PR活動を更に強化
- ・ 各区においては、独自のPRとともに、積極的なインターンシップの受入れ等の対応を検討することが必要

(2) 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- ・ 人事評価制度は、地方公務員法に基づく、人事管理の基礎。制度の公平性や納得性を高め、任用・給与の面で更なる活用が必要
- ・ 一部の区で管理職員への本人開示や評価者研修が未実施。本人開示制度の整備とともに、評価者研修を早急に実施することが必要。昇任意欲では、複数年度の評価結果を活用することで、選考の精度をより高めることが必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 将来にわたり質の高い区民サービスを提供していくためには、次代を担う若年層職員の昇任意欲を醸成するとともに、計画的な人材育成を行うことが重要
- ・ 研修等のOff-JTとOJTの連動による相乗効果や、自己啓発等の更なる支援について進めていくことが必要。OJTにおいては管理監督職の役割も重要であり、職員の気づきを促し、モチベーションを向上させる指導が有用。他団体等への派遣研修等も有効な手段

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 多様な課題に的確に対応し、持続可能な区政運営の実現には、管理監督職による職員の人材育成や組織マネジメントが重要であり、計画的育成が必要
- ・ 管理職選考種別Ⅰ類は、令和5年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要。女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要
- ・ 種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確保がなされるよう留意

(3) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できるようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要
- ・ 国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続

2 勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ より良い区民サービスを実現するためには、職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいや充実感をもって働ける職場づくりが不可欠。長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署については、より一層、縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・ 長時間労働の是正に向けて、ICTを活用した業務の効率化等とともに、臨時

的な職員の応援、職員配置の見直し等、様々な対策を講じることが必要

- ・ 教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。意識改革とともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策が必要

(2) 多様で柔軟な働き方

- ・ テレワークの推進にあっては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、希望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要。テレワークの活用拡大と同時に I C T 活用による業務プロセス改善を図り区民サービスの向上に寄与
- ・ 引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度の導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取りながら検討

(3) 仕事と生活の両立支援

(男性職員の育児休業の取得促進)

- ・ 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇し、国が掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成している一方で、未達成の区がある。また、育児休業の取得期間は、女性職員の取得者より短期間
- ・ 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要
- ・ 個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間・時期・回数を取得できるよう、育休代替等の弾力的な人員配置を行うなど、安心して育児休業を取得できる環境整備が必要

(不妊治療のための休暇の導入)

- ・ 職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に十分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要

(4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 多くの職員が、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響を懸念
- ・ ストレスチェックの判定結果をセルフケアに活用するとともに、管理職は、組織のストレス傾向を踏まえて職場環境の改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防止
- ・ メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理職から積極的に声掛けを行うなど、早期発見及び早期対応することが重要

(5) ハラスメントの防止対策

- ・ 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要
- ・ パワー・ハラスメント防止には、管理職の役割が極めて重要。職層研修を活用するなどして、対応能力の向上が必要

3 区民からの信頼の確保

- ・ 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民サービスの提供に影響。従来の不祥事防止策に加えて、公益通報制度が有効に活用される取組の強化が必要
- ・ 職員の意識啓発に取り組み、高い倫理意識や使命感の醸成を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

資料 6

令和 4 年第 3 回定例会

陳 情 継 続 審 査 件 名 表

《建設委員会付託》

第 1 4 号陳情 狹隘道路拡幅整備に関する陳情

常任委員会所管事務継続調査件名表

令和 4 年第 3 回定例会

総務委員会

- 1 政策、計画及び財政について
- 1 平和、人権及び男女共同参画について
- 1 広聴、広報及び観光について
- 1 評価及び改善について
- 1 情報政策及び情報システムについて
- 1 人事及び組織について
- 1 危機管理、防災及び都市安全について

区民委員会

- 1 区民相談及び消費生活について
- 1 戸籍及び住民基本台帳等について
- 1 区税について
- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療等について
- 1 産業振興について
- 1 文化、生涯学習及び国際化について
- 1 環境、地球温暖化対策及び緑化推進について
- 1 清掃事業及びリサイクルについて

厚生委員会

- 1 地域活動の推進について
- 1 地域子育て支援及び地域保健福祉について
- 1 介護保険及び高齢者支援について
- 1 社会福祉について
- 1 スポーツについて
- 1 福祉事務所及び保健所について
- 1 保健衛生について

建設委員会

- 1 安全で快適に住めるまちづくりについて
- 1 道路の整備について
- 1 公園の整備について
- 1 交通環境の整備について

子ども文教委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 学校と地域の連携について
- 1 知的資産について
- 1 子どもの育成及び若者支援について

令和 4 年 第 4 回定例会日程表（案）

<会期 18日間 11月25日～12月12日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	11日	金		1 議会運営委員会
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月		
	15日	火		5 請願・陳情締切
	16日	水		
	17日	木		1 議会運営委員会
	18日	金		5 一般質問通告締切
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月		
	22日	火		
	23日	水	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	木		
	25日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	29日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	30日	水		
12月	1日	木		1 常任委員会
	2日	金		1 常任委員会
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月		1 常任委員会
	6日	火		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	7日	水		1 特別委員会（情報特）
	8日	木		1 特別委員会（危機・感染特）
	9日	金	（ 事 務 整 理 日 ）	
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和5年 第1回定例会日程表（第1案）

〈会期 30日間 2月13日～3月14日〉

月	日	曜	午 前	午 後
1月	30日	月		1 議会運営委員会
	31日	火		
2月	1日	水		
	2日	木		5 請願・陳情締切
	3日	金		
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月		1 議会運営委員会
	7日	火		5 一般質問通告締切
	8日	水		
	9日	木		
	10日	金		
	11日	土	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	日		
	13日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	14日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	15日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・予算上程） 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	16日	木		
	17日	金	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（総括説明）
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月	(予 算 検 討 日)	
	21日	火	10 予算特別委員会（総括質疑）	(終了後)予算特別委員会理事会
	22日	水	10 予算特別委員会（総括質疑）	
	23日	木	(天 皇 誕 生 日)	
	24日	金		1 予算分科会
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月		1 予算分科会
	28日	火	(事 務 整 理 日)	
3月	1日	水	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（主査報告・採決）
	2日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（予算議決・議案上程）
	3日	金		
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月		1 常任委員会
	7日	火		1 常任委員会
	8日	水		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	9日	木		1 特別委員会（情報特）
	10日	金		1 特別委員会（危機・感染特）
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月	(事 務 整 理 日)	
	14日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和5年 第1回定例会日程表（第2案）

〈会期 30日間 2月14日～3月15日〉

月	日	曜	午 前	午 後
1月	31日	火		1 議会運営委員会
2月	1日	水		
	2日	木		
	3日	金		5 請願・陳情締切
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月		
	7日	火		1 議会運営委員会
	8日	水		5 一般質問通告締切
	9日	木		
	10日	金		
	11日	土	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	日		
	13日	月		
	14日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	15日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	16日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・予算上程） 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	17日	金		
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（総括説明）
	21日	火	(予 算 検 討 日)	
	22日	水	10 予算特別委員会（総括質疑）	(終了後)予算特別委員会理事会
	23日	木	(天 皇 誕 生 日)	
	24日	金	10 予算特別委員会（総括質疑）	
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月		1 予算分科会
	28日	火		1 予算分科会
3月	1日	水	(事 務 整 理 日)	
	2日	木	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	金	10 議会運営委員会	1 本会議（予算議決・議案上程）
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月		
	7日	火		1 常任委員会
	8日	水		1 常任委員会
	9日	木		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	10日	金		1 特別委員会（情報特）
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月		1 特別委員会（危機・感染特）
	14日	火	(事 務 整 理 日)	
	15日	水	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、授業料を徴収しないこととされている。当初は自己負担が求められていた教科書については、教科書無償措置法等により無償化された。学校給食費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが必要である。

家庭が教材費や制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金など多くを負担しており、なかでも平成30年度学校給食実施状況等調査によると全国平均で小学校が年間に4万7,773円、中学校が5万4,351円と給食費が大きな負担となっている。

家庭の事情により、自宅で十分な食事を与えられていない子どもがいる。低所得世帯の子どもほど朝食を取らない割合が高く、野菜を食べる機会が少ないという調査もある。家庭の事情により、自宅で十分な食事をとることのできない子どもたちへの家庭環境による“栄養格差”をどう改善するかという点で、学校給食の果たす役割は大きい。

東京都内においては、区立小中学校の給食費に対し、35自治体（18区6市4町7村）が公費補助し、そのうち5自治体（1町4村）が無償化とするなど、保護者への支援の取り組みが広がってきている。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、学校給食費無償化を推進するため、自治体への支援を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

文部科学大臣

中野区議会議長名

中華人民共和国による弾道ミサイル発射に関する抗議決議（案）

去る8月4日、中国の人民解放軍は台湾周辺で重要軍事演習行動を実施し、弾道ミサイル9発を発射した。そのうち5発が日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）内に落下した。同軍の弾道ミサイルがＥＥＺ内に落下したのは初めてである。

また、日本領土に最も近かったのはＥＥＺ外ではあるが与那国島の北北西約80キロメートルに落下したものであった。さらに、当該軍事演習海域から波照間島までは僅か60キロメートルしか離れていないと見られ、国民に大きな衝撃を与えると同時に漁業従事者が漁の自粛を余儀なくされ、経済活動にも大きな影響を及ぼしている。

中華人民共和国国防부는、米国下院議長の台湾訪問に対抗した軍事演習であり、米国と台湾の結託に対する威嚇である旨の談話を発表した。このような行動は偶発的な軍事衝突を発生させるおそれもあることから、国際社会の緊張の高まりを招くことになることと国民に大きな不安を与えている。

よって、中野区議会は、区民の不安除去や生命・財産と生活環境を守る立場から中華人民共和国政府に対し、日本近海における軍事演習は一切実施しないよう強く要求するとともに、軍事対軍事ではなく、あくまでも平和的な話し合い、外交交渉で解決するよう強く要求する。

上記のとおり決議する。

年 月 日

中 野 区 議 会

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議（案）

令和４年（２０２２年）１０月４日、北朝鮮は、弾道ミサイルを発射し、我が国上空を通過する形で太平洋上に落下したとみられる。

北朝鮮は、今年に入ってから弾道ミサイルを計３１回にわたって発射しており、これらの高い頻度で続く一連の挑発行動は、国際社会に対する深刻な挑戦である。このような中で、平成２９年（２０１７年）９月１５日以来、およそ５年ぶりに我が国上空を通過する弾道ミサイルを発射した。これらは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。このような北朝鮮の行為は、関連する国連安保理決議及び日朝平壤宣言に違反するものであり、断じて容認できない。

よって、中野区議会は、北朝鮮に対し厳重に抗議し、最も強い表現で非難するとともに、挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める。

以上、決議する。

年　　月　　日

中　野　区　議　会

別紙 2 変更後

○議事の順序（令和4年10月19日）

（1）開議

（2）副区長の紹介と挨拶（青山敬一郎さん）

（3）本会議参与の人事異動の報告

（4）新本会議参与の紹介と挨拶（濱口求子ども教育部長、教育委員会事務局次長）

（5）委員会参与の人事異動の報告

（6）日程第1、第61号議案から第65号議案まで、及び第67号議案から第80号議案までの
計19件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

（7）（日程追加、先議）

日程第4、議員提出議案第15号「子育て支援策に係る所得制限を撤廃し子育て支援の拡
充を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（起立）

（8）（日程追加、先議）

日程第5、議員提出議案第16号「女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を
求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（簡易）

（9）（日程追加、先議）

日程第6、議員提出議案第17号「非核三原則の堅持を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（起立）

（10）（日程追加、先議）

日程第7、議員提出議案第18号「学校給食費の無償化を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（簡易）

(1 1) (日程追加、先議)

日程第 8、議員提出議案第 1 9 号「中華人民共和国による弾道ミサイル発射に関する抗議
決議」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 (簡易)

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 2 0 号「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

(1 2) 日程第 2、第 1 5 号陳情「重度障害者グループホーム施設の早期建設、及び同施設事業の
早期実施と区長、区の担当者の障害者宅へ早期訪問と、相互理解
を深める定期的な懇談会開催について」

※上程、委員長報告省略、討論、採決 (簡易)

(1 3) 日程第 3、令和 4 年特別区人事委員会勧告等について

(1 4) 陳情の継続審査 (継続審査件名表)

※継続審査について採決 (簡易)

(1 5) 常任委員会の所管事務継続調査 (継続調査件名表)

(1 6) 議会運営委員会の所管事項継続調査 (継続調査件名表)

(1 7) 散会・閉会